

## 災害時等における行政手続の支援活動に関する協定

町田市（以下「甲」という。）と東京都行政書士会町田支部（以下「乙」という。）は、災害時等における行政手続の支援活動（以下「支援活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第 1 条 本協定は、災害時等において甲の要請に基づき、乙が甲に協力して実施する支援活動に関し必要な事項を定めることにより、円滑かつ着実な被災者等の支援等に寄与することを目的とする。

### （定義）

第 2 条 本協定において「災害時等」とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

第 2 条第 1 号に定める災害が発生したときおよび感染症対策が必要な場合などをいう。

2 本協定において「災害時等における行政手続」とは、り災証明書の発行その他災害時等において被災者等の生活再建、復旧及び復興のために必要となる行政手続をいう。

### （協力の要請）

第 3 条 甲は、災害時等において支援活動が必要であると認める場合は、乙に協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、協力要請書（別紙第 1 号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、事態の急迫等要請書によることができない事情がある場合は、口頭、電話、電磁的方法その他の方法によることができる。

3 前項ただし書きの場合においては、甲は、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

4 乙は、第 1 項の要請を受けた場合は、速やかに行政手続支援実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、乙の会員の中から必要な要員を確保するものとする。

5 実施本部は、東京都行政書士会町田支部長（以下「支部長」という。）の指揮の下、第 6 条に定める支援活動を実施する。

### （支援活動の根拠等）

第 4 条 実施本部が実施する支援活動の範囲は、行政書士法（昭和 26 年法律第 4 号）に定める業務の範囲とする。ただし、第 6 条第 1 項第 5 号に定める場合については、この限りでない。

2 実施本部は、支援活動の実施に当たり必要があると認める場合は、乙以外の行政書士会又は他の専門家の協力を得て支援活動の迅速な実施を図ることができる。

(当事者間の連絡及び調整)

第5条 支援活動の実施についての連絡及び調整の責任者は、甲にあつては政策経営部企画政策課長、乙にあつては支部長とする。

2 乙は、個別の支援活動について甲と協議する事項が生じた場合は、政策経営部企画政策課長に連絡するものとする。

(支援活動の内容)

第6条 実施本部は、支援活動として、次に掲げる事項について相談、手続の代理又は代行その他援助を実施する。

(1) 被災証明書の申請その他災害時等における申請全般に関すること。

(2) 官公署に提出する書類の作成及びその提出手続に関すること。

(3) 権利義務・事実証明関係書類の作成に関すること。

(4) 行政が行う事業支援・生活支援に係る補助金申請支援などに関すること。

(5) 前各号のほか行政書士法に定める業務に関すること。

(6) 第1号の申請について甲が行う被災者等支援業務に関すること。

2 前項の支援活動は、町田市役所市庁舎、市民センター、その他甲と協議して定める場所において実施するものとする。

(支援活動の広報)

第7条 甲は災害時等において乙に協力を要請する際には、支援活動の実施場所及び支援活動の内容について広報に努めるものとする。

(支援活動の対価)

第8条 実施本部は、支援活動の実施について、被災者から一切の対価を受けない。

(費用の負担)

第9条 甲は乙からの支援活動の報告を受け、乙が当該活動に要した実費相当の経費について負担するものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間及び更新)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結日から2021年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙のいずれからも、相手方に対し書面による

本協定を更新しない旨の申し出がない限り、本協定は、当該期間満了日の翌日から1年間更新されるものとし、以降においても同様とする。

2 甲又は乙は、前項の規定にかかわらず、相手方に対し、2か月前までに書面をもって通知することにより、いつでも本協定を終了させることができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2020年7月22日

甲 東京都町田市森野2丁目2-22  
町田市長 石坂 丈一

乙 東京都町田市中町1丁目21番地10中町ハイツ102  
東京都行政書士会町田支部  
支部長 久住 博隆